

令和6年度第2回小樽市コンプライアンス委員会 議事概要

1 日 時 令和6年8月29日(木) 午前9時30分～10時30分

2 場 所 市役所別館3階 第1応接室

3 委員出席者

委員 長 西尾 弘美

副委員 長 河森 計二

委 員 鹿角 健太

4 市の出席者

(事務局)

総務部主幹 (コンプライアンス担当)

5 議 事 概 要

(1) 公益目的通報(受付番号23)について

市の公益目的通報の調査の対象となるのは、市の事務事業における法令に違反する事実などを調査する必要性が認められる場合であるところ、本件通報内容は、事業者の法令違反があるにもかかわらず、業務停止処分を行わないなど、市の対応ないし判断が不適正であるというものであるが、本件通報内容における行政指導や行政処分を行うかについての判断は、市に裁量権があるため、市の公益目的通報の対象には該当せず、調査を行わないこととした。